

漁協を核とした漁業復興と協同組合の意義

—岩手県における漁業・漁村の復旧と漁協の動向から—

専任研究員 鴻巣 正

〔要 旨〕

- 1 岩手県の震災復興の理念は、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を再生し、犠牲者の故郷への思いを継承することである。岩手県漁協系統は、被災者としての漁業者の支援や漁業再開を第一に据え、人々と地域を結んできた協同組合の役割発揮による漁業・漁村の復旧を目指した。
- 2 岩手県の漁業復旧では、沿岸漁業の早期復旧が重要な意味を有し、採介藻漁業や海面養殖業、定置網漁業の早期復旧に重点を置く現実的な対策を進めた。漁業・漁村の復旧は、依然、遠い道のりであるが、岩手県漁協系統の取り組みは、漁業・漁村の再生に展望を示すものである。
- 3 漁協を核とした復興には、人々の連帯や共同、相互扶助といった協同組合の特性が顕著にあらわれている。特に、共同利用を柱とした復旧や漁村や集落の絆を大切にする再建方法である。これには、漁民とその協同組織である漁協の一体的関係を基盤に、漁村という共同体を形成し共存を図ってきた蓄積が生かされ、相互扶助制度の役割も大きかった。
- 4 震災により、漁協の共同利用施設も大きく毀損し、漁協の復旧が急務である。漁業や漁村の復旧には漁民の協同組織である漁協が欠かせず、漁協の再建を総合的に進めていくことが不可欠である。漁協の復旧に向けて漁協の組織基盤や共同事業の再生もポイントになる。
- 5 震災からの復旧は、協同組合の意義について再認識を促すとともに、漁協のあり方について本質的課題を提起したともいえる。特に、地域漁業者にとってどういう漁協が望ましいかという課題提起が重要であり、協同組合の原点に戻って組織のあり方を再点検する必要があるだろう。
- 6 岩手県の漁業・漁村の復旧において、特に、漁協の果たしている役割が大きかった。人々の絆や連帯、相互扶助を通じて協同組合の価値が改めて見直されるとともに、震災からの復旧が、協同組合の新たな社会的役割として認識されたともいえる。岩手県の震災復旧は、漁協系統組織にとっても貴重な指針として後世に継承すべきものである。

目次

はじめに

1 復興の理念と漁業者の再生

(1) 復興の理念と水産業復興の考え方

(2) 協同の理念による漁業者の再生

2 沿岸漁業の重要性と復旧の現段階

(1) 岩手県の沿岸漁業の特徴と役割

(2) 漁業・漁村復旧の現段階

3 漁協を核とした復興の特徴

(1) 共同利用を柱とした復旧

(2) 漁村の絆を大切にする再建

(3) 相互扶助制度の役割

4 漁協の震災復旧と再生

(1) 漁協再生に向けた取組み

(2) 漁協の組織基盤と共同事業の再生

5 震災を契機とする漁協のあり方

(1) 漁協の原点と組合員対応

(2) 漁協のあり方の再点検

おわりに

はじめに

岩手県における漁業・漁村の復旧は、漁業者の意向を十分踏まえ、漁協を核とした漁業復興を基本的な考え方とした。未曾有の震災に直面し、漁業者が困難な状況に追い込まれるなか、被災者の視点に立った震災復旧が目指されている。早期復旧に向けて、現場の課題を直視した対策が実施され、着実に復旧の歩みを進めている。

これは、今後、東日本大震災に匹敵する大規模災害に直面した場合にも、貴重な経験として残るもので、被災地における漁業・漁村復旧の指針となるものである。復旧には、協同組合の特徴である人々の絆や相互扶助が大事にされ、漁協の果たした役割が大きかった。特に、組合員に寄り添い、組合員との絆を大切にしてきた漁協の立つ位置が明確であり、復旧事業も円滑に進む傾向にあった。

震災復旧に向けた漁協の取組みは、協同

組合の意義について再認識を促すとともに、漁業者にとって望ましい漁協のあり方について本質的な課題を提起しているともいえる。本稿では、岩手県における震災からの漁業・漁村の復旧を通じて、震災復興における協同組合の意義や漁協のあり方について考えてみたい。

1 復興の理念と漁業者の再生

(1) 復興の理念と水産業復興の考え方

a 復興の理念

岩手県は、震災後1か月を経過した2011年4月11日に復興に向けた基本方針を公表した。その基本理念は、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障するとともに、犠牲者の故郷への思いを継承することである。これは、協同組合理念の基底にある人間尊重^(注1)の考え方が原点にあり、被災者の視点に立つものであった。

復興の理念や考え方いかんで、現実には

復旧の姿もかなり違った姿になってくる。かつて、関東大震災からの復興において、福田（2012）は「人間の復興」という復興理念を提唱した。^(注2)岡田（2012）は、「人間の復興という考え方は、時代を超えた普遍性を有しており、東日本大震災からの復興における基本思想としてとらえなければならぬ絶対的原理」と位置付けている。

震災後、人命救助や行方不明者の搜索、避難住民の支援、食料の確保など漁協職員も不眠不休による活動を続けた。被災漁業者は、家屋や家財をはじめ、漁船や漁具、養殖施設などあらゆる生産手段を失った。収入が途絶え、前途に希望が見えない生活を余儀なくされた。そういうなかでの基本方針の公表であった。

（注1）三輪（1986）では、協同組合の理念の中心に「人間尊重」の姿勢があることを説いている。

（注2）福田（2012）は、「私は復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは、大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する」と論じている。

b 水産業復興の考え方

岩手県漁協系統は、11年3月29日に県下の漁協組合長会議を開催した。一刻も早く元の海を取り戻したいというのが漁業者の願いであり、4月13日に岩手県知事に対し8項目の要望をおこなった。震災からの復旧に向けて早期に対策を講じていくことが肝心であり、優先すべきは復旧であった。岩手県漁協系統は、復旧に必要な対策を現場の視点から要望し、漁協を核とした地域の復興を提言した。^(注3)

岩手県の沿岸地域は、漁業を生活の基盤

として地域コミュニティといえる漁村と漁協の存在が特徴となっている。このため、岩手県の漁業・漁村復旧は、地域政策としての位置付けが強い。堀越（2011）では、協同組合の役割を念頭において、震災復興における地域政策の6つの基本原理を提示している。^(注4)岩手県は、11年8月11日に岩手県東日本大震災津波復興計画を決定し、水産業復興に向けた基本的考え方として、漁協を核とした漁業や養殖業の構築を重要な柱に位置付けた。

特に、最も甚大な被害を受け困難な状況にある人と地域の復旧が急がれた。漁業の復旧に関して、漁協には組織的な経験と蓄積があり、法制度の整備も進んでいる。岩手県の水産業復興の基本的な考え方は、「なりわい」の再生に必要な基本機能の早期復旧を果たし、復興の段階に移るというものである。漁業・漁村の復興に向けては、漁協を事業主体として、人々と地域を結んできた協同組合の役割発揮による地域の復興が目指された。

（注3）大井（2013）は、震災からの復興に向け実体験を踏まえた講演録で、岩手県漁協系統の考え方を代表している。

（注4）堀越（2011）では、最不利者の利益最大化、機会均等、参加的民主主義、共有資源の自主管理、内発的發展、自助・共助・公助をあげている。

(2) 協同の理念による漁業者の再生

a 協同の理念に基づく取り組み

沿岸地域の地先漁場は漁村に在住する漁業者の総有であり、漁場を物的基礎として村落共同体が形成されてきた。震災は、漁業者から漁船や養殖施設等あらゆる生産手

段を奪い去り、漁村共同体の基盤を滅失させた。岩手県における震災からの復旧は、漁村共同体そのものの再建であり、個々の利害を超えた協同の理念による漁業者の再生である。

漁協は、被災者である漁業者の生活再建や漁業再開を第一に据え、特に、震災で希望を失いかけた弱者に向き合う対策に重点を置いた。例えば、A漁協では、組合員に対しいち早く漁協が全面的に支援するという方針を示した。組合員漁業者には、家屋も漁船も失い、震災当初は漁業をあきらめようとする人もあったが、漁協の姿勢に安堵感が広がり、震災後の3月末には流された漁船の回収や復旧作業を開始した。4月初めには、組合員集会で残った漁船の共同利用方式を了承し、5月には天然ワカメ漁を再開させた。天然ワカメ漁は、4地区に分け、約70隻の漁船を共同利用し、収穫から出荷まで全て共同で実施した。収入は

共同でプールし、苦しい時は皆で分かち合うという共同体の原点に戻って復旧を進めた。

b 人々の絆や連帯の共有

漁業復旧に向けた最大の課題は、漁業や養殖業が軌道に乗るまでの間、漁業者の生活や事業の再開に向けて収入を確保することである。2年先、3年先の収入が見えないと漁業者が廃業に追い込まれる懸念があった。困難な時期を協同の力で乗り切るため、漁業の再建に全力で取り組んだのが岩手県漁協系統である。

岩手県には24の漁協があり、津々浦々にある漁村集落を束ね、1万4千人を超える組合員の生活を支えてきた。漁協の復旧事業の特徴は常に組合員漁業者とともにあったということであり、流出した船舶、漁具、がれき等の処理に始まり、生産施設の復旧や生活再建を被災者の視点から進めた点に

第1表 漁協を事業主体とする主な事業の進捗状況

事業名	事業概要	項目	目標	累計実績	進捗率(%)
共同利用漁船等復旧支援対策事業	漁業者が共同利用する漁船の一括整備を支援	新規登録漁船数(隻)	6,800	5,607	82.5
	漁業者が共同利用する定置網等の一括整備を支援	整備定置網数(ケ統)	108	98	90.7
水産業経営基盤復旧支援事業(養殖施設)	ワカメ、コンブ、カキ、ホタテガイ等の養殖施設の整備を支援	整備施設数(台)	19,885	17,062	85.8
水産業経営基盤復旧支援事業(共同利用施設)	漁協等が有する共同利用施設の復旧・整備を支援	復旧施設数(箇所)	140	76	54.3
さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業	被災したサケふ化場21施設のうち、15施設の応急復旧を実施	応急復旧施設数(施設)	15	15	100.0
さけ・ます種苗生産施設等復興支援事業	被災したサケふ化場等を復旧・整備	サケ稚魚生産数(百万尾)	340	310	91.2
養殖用種苗供給事業	養殖業の再開に向け、ワカメ・コンブ種苗を県が委託生産して供給	ワカメ種苗供給数(km)	2,028	2,028	100.0

資料 いわて復興ネット「平成24年度復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況(確定版)」から作成

ある。漁協という協同組織によって、人々の絆と連帯を共有し復旧を押し進めていった。

さらに、復旧に向けては、漁協系統をはじめとする水産業界と行政との関係が円滑に機能した。官民連携により行政機関と漁協系統組織が復旧に全力で取り組むことができ、地域全体が一致団結して復旧を加速化する効果につながっている。

岩手県漁協系統は、組合員漁業者の現実を直視し、危機に際して協同の力に基づく対策を進めている。復旧・復興は遠い道のりであるが、特に漁協を事業主体とする復旧は、地域の漁業者の期待が漁協自身の双肩にかかる取組みであり、着実に復旧の歩みを進めてきたといえる（第1表）。

2 沿岸漁業の重要性と復旧の現段階

(1) 岩手県の沿岸漁業の特徴と役割

a 沿岸漁業の早期復旧の重要性

震災前の状況をみると岩手県の漁業経営体数は5,313経営体（08年）、うち沿岸漁業経営体が5,225経営体であり、沿岸漁業者が98%と大宗を占めている。また、経営組織別では個人経営が5,204と98%を占め、個人経営体の割合が高い。漁業就業者数は9,948人（08年）、うち60歳以上が5,100人で過半を占める。漁業世帯員数は19,939人で、主に家族経営による沿岸漁業者で構成されている。登録漁船数は14,757隻で、船外機付漁船や5トン未満の動力船が多い。

岩手県の漁村部は、かつて北洋漁業や三陸沖に展開する沖合漁業の乗組員の供給地であった。しかし、国際的な水産資源保護の高まりにより遠洋漁業は撤退を余儀なくされ、沖合漁業は縮小し、沿岸漁業回帰が進んだ。^(注5) 岩手県では海面養殖業を含めた家族経営による沿岸漁業が中核的漁業として存続している。

また、リアス式の海岸線に、天然の入江を活用した漁港が発達している。漁港数は111港で、うち83港が市町村管理の第1種漁港である。漁港を中心に漁村集落が形成され、漁家率が高く、漁業が漁業者の生計と漁村を支えている。集落や漁協組織等を中心に複層的な人的組織が形成され、漁村が発達している。岩手県においては、沿岸漁業の早期復旧が、漁業者をはじめ漁村地域の復旧に重要な意味を有している。

(注5) 三陸沖は世界有数の漁場であるが、岩手県の拠点漁港への水揚げは、沖合底引網漁業を除けば、他の道県籍の漁船によるものが多い。

b 漁村地域の「なりわい」

岩手県の漁業生産額は、震災前400億円前後で推移しており、海面養殖業を含めた沿岸漁業の割合が高い。漁業生産額の内訳のわかる08年の場合、遠洋・沖合漁業115億円に対し、沿岸漁業は320億円で、ほぼ3倍近い。特に、「つくり育てる漁業」の典型であるアワビ、ウニ、ワカメ、秋サケ等の生産は、全国順位が高く（第2表）、漁業者の生計を支えてきた。

1963年に沿岸漁業等振興法が施行され、岩手県の沿岸漁業は、サケのふ化放流事業

第2表 岩手県における「つくり育てる漁業」の生産順位(震災前, 2009年)

(単位 トン)

		全国値	都道府県名					岩手県 生産量	岩手県 シェア (%)
			1位	2位	3位	4位	5位		
海面 漁業	アワビ類	1,855	岩手県	宮城県	長崎県	山口県	三重県	531	28.6
	ウニ類	11,061	北海道	岩手県	青森県	長崎県	宮城県	1,478	13.4
	サケ・マス類	224,204	北海道	岩手県	宮城県	青森県	富山県	25,903	11.6
海面 養殖業	ワカメ類	61,215	岩手県	宮城県	徳島県	長崎県	神奈川県	27,137	44.3
	コンブ類	40,397	北海道	岩手県	宮城県	神奈川県	長崎県	11,383	28.2
	カキ類(殻付)	210,188	広島県	宮城県	岡山県	岩手県	兵庫県	12,743	6.1
	ホタテガイ	256,695	北海道	青森県	宮城県	岩手県	長崎県	6,801	2.6

出典 岩手県「岩手県水産業の指標」から作成
 原資料 農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

や種苗放流など水産資源の増大に積極的に取り組んできた。さらに、沿岸漁場整備開発事業により、アワビやウニの増殖場や漁場の造成、養殖施設の整備等が進展しており、沿岸漁業の生産力が高い。

岩手県の沿岸漁業は、アワビ、ウニ、サケ等の栽培漁業やワカメ、コンブ、ホタテガイ、カキ等の海面養殖業に積極的に取り組み、つくり育てる漁業が中心になっている。つくり育てる漁業は、漁業資源管理と密接に結びつき、持続的な漁業生産を支えてきた。このため、沿岸漁業の復旧においては、採介藻漁業と海面養殖業、定置網漁業の早期復旧が急がれた。

(2) 漁業・漁村復旧の現段階

a 復旧の現段階

岩手県は、漁業復旧にあたり、漁船と養殖施設の復旧、定置網漁業の早期復旧を最優先で取り組んだ。これによって漁業・漁村の復興に向けた足固めができ、岩手県の漁業者の大宗を占める沿岸漁業者の希望となり、漁業・漁村の再生に展望を示すもの

となった。

漁船は、漁業者が漁業を営む上で必須といえる生産手段である。漁船の復旧は、新規登録漁船の目標6,800隻に対し、13年度末には5,607隻（進捗率82.5%）に達した。現時点で納船が遅れているのは、^{ぎそう}艀装が必要な養殖用漁船や中型の動力船となっている。漁業者の早期漁業再開に向けて、漁船の復旧は重要な支えとなった。

養殖施設の復旧は、ワカメ、コンブ、ホタテガイ、カキ等の養殖施設を中心に、19,885台の目標に対し、13年度末には17,062台（進捗率85.5%）の復旧整備が進展した。海面養殖は、特に主業的漁家の経営を支えている。

定置網は、108ヶ統の目標に対し、98ヶ統まで復旧が進んだ。岩手県の水産業の復旧には、定置網によるサケの復旧が原動力になり、それが市場の復旧や製氷施設、冷蔵施設等、関連する流通・加工の復旧を後押ししたともいえる。定置網の復旧は、岩手県の水産業復興に向けて大きな前進となっている。

b 養殖業の復旧

(a) ワカメ養殖の早期再開

ワカメ養殖は、主業漁家の収入を支える重要な漁業であり、また岩手県漁連による共販の主力品目でもある。ワカメは1年で収穫でき、漁業者の収入につながるため、11年に施設の整備を進め、12年3月の収穫に間に合わせた漁協が多かった。

(b) 貝類養殖の復旧

ホタテガイ養殖は、ワカメ養殖同様、集落単位の組織が生産主体となっている養殖業である。がんばる養殖復興支援事業（以下「がんばる養殖事業」という）に申請したところが多く、組織を再編させている。がんばる養殖事業によって、漁業者の収入を確保する対策が一気に進んだ。

c 復興に向けた更なる取組み

被災地には、まだがれきが残るところもあって、災害復旧には依然、多くの課題も残されている（第3表）。漁業者の生活再建や、陸上共同利用施設の復旧、水産加工・流通の一体的復旧、水産資源の回復など重い課題が残されている^(注6)。

特に、漁村の再建が遅れている。被災漁業者は仮設住宅に居住している状況が続いており、災害復興公営住宅の建設も進んでいない。漁港の復旧も遅れており、漁船の係留に支障をきたしている状況もある。漁村の復旧では、漁港の復旧や防潮堤の整備、地盤のかさ上げ等、公共事業を前提とする復旧が多く残されている。今後、震災被害の大きかった地域では、漁村の復興に向けて更なる取組みが必要である。被災した漁業者に失った住居の再建の見通しは立って

第3表 漁業・漁村の復興に向けた更なる取組みと課題

	更なる取組み	課題
漁業者の生活再建	漁業者の収入確保	採介藻漁業、漁船漁業に対する所得補償型の対策の必要性
	漁業者の作業場等の復旧	防潮堤の復旧や地盤のかさ上げの遅れによる復旧の遅れ
	高齢漁業者への総合的対策	やる気のある高齢漁業者が漁業を継続できる対策の必要性
共同利用施設の復旧	陸上の共同利用施設の復旧	地域間の格差 予算執行の弾力的運用
水産加工・流通の一体的復旧	零細水産加工業者等の復旧	地場の零細な事業者に対する対策の必要性
	荷捌所の復旧	漁業者の水揚げの拠点である荷捌所復旧の遅れ
漁港の復旧	小規模漁港の復旧	小規模漁港の復旧の遅れ (漁船係留に支障)
水産資源の回復	秋サケの水揚げ不振対策	種苗生産、放流体制の再構築
	つくり育てる漁業の再構築	資源回復まで長期間を要することから中長期的な対策の必要性
漁村の再建	被災漁業者の住宅再建支援	職住分離の場合の条件整備
	漁村コミュニティの維持	共同体としての漁村の特性を踏まえた計画の策定
	復興交付金の活用	復興交付金の水産関係のメニューの制限
風評被害対策	風評被害に対する補償の充実	風評被害の認定と客観的な補償額の算定
	風評被害対策の早期実行	風評被害への外側対策を含む総合的対策の必要性

資料 漁協ヒアリングをもとに作成

いない。また、被災地の土地利用、買取価格や換地の条件、災害復興公営住宅の入居条件も決まっていない。第4表はB漁協管内の被災状況であるが、住居の復旧をはじめ、漁業者の生活再建はむしろこれからである。

漁業者の権利を守り、復興の理念を実現していくため、漁協も正念場を迎えることになる。漁協は、自ら事業主体として復旧事業に取り組むとともに、行政機関への漁業者の要望の窓口となっている。岩手県の自治体は、地域における水産業のウェイトが高い。多くの自治体には水産業を所管する課が置かれており、復旧の要となっている。漁村の復旧に向けて、漁協と行政機関の連携がますます重要になっている。

(注6) 東京水産振興会(2012)は、震災後500日を経た被災地の現状を、6つの研究課題から論じたもので、より広い視点に立った課題提起をおこなっている。

第4表 B漁協管内の被災状況

被害	被害状況および現況	割合(%)
犠牲者	181人(死者135人・行方不明者46人), 当時の人口4,434人	4.1
	死亡組合員48人/組合員数707人	6.7
被災者	漁協管内浸水地域の被災者 2,094人/2,870人	73.0
	浸水地域の避難者数 9か所の避難所に1,525人/2,870人	53.1
家屋被害	漁協管内の地区全体は917棟/1,593棟	57.5
	浸水地区における家屋被害917棟/1,091棟	84.1
	漁協管内の平坦地区902棟/1,076棟	83.8
組合員家屋	組合員全体は321棟/551棟	58.3
	浸水地区における組合員家屋被害316棟/352棟	89.7
仮設住宅	A地区407戸, B地区68戸, C地区7戸, 計482戸/917棟	52.6
世帯と人口 の減少	12年1月1日時点の世帯数1,449世帯(144世帯減少)	9.0
	12年1月1日時点の人口3,901人(533人減少)	12.0

資料 B漁協資料から作成

3 漁協を核とした復興の特徴

漁協を核とした復興には、人々の連帯や共同、相互扶助といった協同組合の特性が顕著にあらわれている。特に、この復興は共同利用を柱とした復旧や漁村や集落の絆を大切にする再建方法である。

(1) 共同利用を柱とした復旧

a 共同利用漁船

共同利用漁船は、漁民の協同組織である漁協が事業主体となって漁船を所有し、漁業者の共同利用に供する仕組みである。これには、5トン未満の新造船を対象とする共同利用小型漁船建造事業と中古船、修理船、5トン以上の新造船を対象とする共同利用漁船等復旧支援対策事業がある。

共同利用小型漁船建造事業では、漁協が漁業者の被害小型漁船について被害状況調査を作成し、県知事の認定を受ける。漁協は、利用者の範囲や管理及び利用の方法、利用料の額や徴収方法など共同利用小型漁船の管理や利用に必要な事項を定め、管理者としての業務をおこなう。漁船の登録は漁協名義となり、漁協で資産計上する。

漁船の復旧は、漁協の組合員組織、指導事業や利用事業の機能、漁協系統の共同購買機能がなければ、短期間に5千隻を超える新造船に対応するのは不可能であった。C漁協は、

第5表 岩手県における漁船復旧の進捗状況

①共同利用漁船等復旧支援対策事業 (単位 隻)					
	目標	11年度実績	12年度実績	累計実績	進捗率(%)
新規登録漁船数	6,800	3,793	1,814	5,607	82.5

②C漁協による漁船取得計画の進捗状況 (単位 隻)			
	取得計画	12年1月稼働	12年12月末登録漁船数
1トン未満船	175	84	189
1～5	53	19	52
5～20	3	4	3(1隻廃船)
無動力船	1	-	1

資料 ①はいわて復興ネット「平成24年度復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況(確定版)」から作成、②はC漁協資料から作成

復旧が早かった漁協であるが、それでも納船が進捗したのは、12年に入ってからである(第5表)。早期に漁業者の意向をまとめ、漁船の配分や利用関係の調整が必要であった。地区によって漁業者ニーズも異なり、合意形成は容易ではなく、その調整ができるのは漁協以外になかったといえる。

b 施設の共同利用

震災では、漁船とともに養殖施設や種苗生産施設、中間育苗施設なども壊滅的被害を受けた。三陸沿岸は、つくり育てる漁業の盛んな地域であり、施設整備も進んでい

た。これらが一気に崩壊する事態となり、漁業生産のインフラが失われた。

養殖業の生産基盤を復旧させるには、個人での施設整備は困難であり、漁協が水産業経営基盤復旧支援事業等の事業主体となって養殖施設等を整備し、漁業者の利用に供する手法がとられることになった。岩手県の場合、ワカメやホタテガイの養殖施設

においては、従来、コンクリートブロック、アンカーは漁協の共同利用施設、海面の施設は個人が所有する形態が多かったが、復旧にあたって、これらすべてを漁協の共同利用施設とした。

第6表は、海面養殖業が盛んなD漁協による養殖施設の復旧状況であり、11年度中の復旧を目指して取り組まれた。養殖施設の復旧には、養殖施設の配分や養殖区画の調整を伴い、特定区画漁業権管理が前提になる。しかも、単に施設を復旧すればよいというものではなく、種苗供給から資材供給、生産管理、収穫、販売に対し責任があり、漁協の総合的機能が最も発揮された領域の一つである。

第6表 岩手県における養殖施設復旧の進捗状況

①水産業経営基盤復旧支援事業 (単位 台)					
	目標	11年度実績	12年度実績	累計実績	進捗率(%)
整備施設数	19,885	10,905	6,157	17,062	85.8

②D漁協による養殖施設復旧の状況 (単位 台)					
	被災施設	11年度実績	12年度実績	累計実績	回復率(%)
ワカメ施設	2,173	1,460	164	1,624	75
ホタテ施設	812	520	26	546	67
その他養殖施設	658	524	119	643	98
養殖施設計	3,643	2,504	309	2,813	77

資料 ①は第5表に同じ、②はD漁協資料から作成

(2) 漁村の絆を大切に再建

a 共同操業による漁業再開

震災により漁船が壊滅状態になり、漁協管内では、主に共同操業により漁業再開を果たしている。これは、特に採介藻漁業において顕著であり、アワビ漁の再開に典型的にあらわれ

ている。11年度では、ほとんどの漁協で漁船を確保できなかったことから、残った漁船でアワビの共同採取をおこなった。1隻の漁船におおむね2人で乗船し、水揚げは、過去の水揚げ実績や1日あたりの日当と漁獲の歩合等で共同分配している。

岩手県の採介藻漁業は、前浜の集落の漁家による一種の共同経営といえる形態である。漁家率が高く、生産実行部会という地縁的協同組織を核に漁業がおこなわれている。漁場は地区の調整によって決まっており、資源管理の取決めをおこないながら採取している。漁業共済も共同加入で、加入区単位での集団契約である。

販売も、各浜、生産実行部会単位の共同販売である。アワビの共販の場合、岩手県漁連に登録した買受人により、開口時期である11～12月に入札がおこなわれる。落札した業者が、開口日に各浜をまわって集荷する。集荷場に水揚げされたアワビの計量をおこない、各浜で決定された配分方式で個人組合員の口座に振り込む仕組みをとっている。

b 養殖業における協業化

養殖業の復旧には、漁協施設として整備した施設を公平に負担し利用する観点から、専ら協業化という方式がとられた。養殖に従事する漁業者には集落等を単位とした養殖組合やグループがあり、これが協業化の母体となった。共同操業の単位は前浜の集落の漁業者グループであり、これは集落組織と組合員組織の特徴を有している。

ワカメやホタテガイの養殖施設は、復旧にあたって、漁協の共同利用施設とした。グループでの作業は各地区で決めており、共同操業の範囲は各地区によって異なる。例えば、ワカメの場合、刈取りは協業、間引きは個人など作業によって異なる。ホタテガイ養殖の場合も、共同作業の形態は各地区のグループで決める。養殖区画の更新も、地区組合長がまとめ役になり集落で決めている。

さらに、養殖業は復旧に期間を要し、収入がない間の負担をできるだけ軽減する必要から、がんばる養殖事業が措置された。漁協には、様々な形での共同の仕組みが存在する。がんばる養殖事業は共同の仕組みを生かした取り組みであり、この事業では、主に集落の養殖組合を母体に養殖プロジェクトの組織がつくられた。がんばる養殖事業は共同化の典型であり、養殖業従事者や漁村の復旧に大きな役割を果たしている。

c 定置網漁業と地域との関係

定置網漁業の復旧にも、漁協と組合員との組織的關係がある。定置漁業権は戦後の民主化政策の一環として、漁民の協同組織に優先的に許可されるようになり、それに伴い漁協自営による定置網経営が増加した。しかし、岩手県では、漁業制度改革後も漁業者による漁場所有はなかなか進展せず、^(注7)漁協自営定置が本格化するのは、1974年以降ふ化放流事業が定着化してからである。

漁協自営定置や共同経営定置は、地元漁業者による漁場利用の形態といえる。例え

ば、漁協と定置網組合員の共同経営定置の場合、定置網の配当は、漁協の持ち分については漁協の取り分となり、最終的に出資配当の形で組合員に還元される。定置漁業組合持ち分については、定置漁業組合員に対する直接の配当金となる。漁協理事と定置組合役員で構成する定置漁業経営委員会があり、漁協経営とは別に特別会計で運営している。

また、合併漁協では旧漁協が定置網組合を組織している場合が多い。集落が運営する定置網組合の場合、漁船と定置網を漁協が事業主体となって共同利用施設として復旧し、組合員の利用に供する方法をとっている。定置網漁業の成果は、様々な形で地域の漁業者に還元されるとともに、雇用の場の確保や後継者の育成という意義もある。

(注7) 高橋(1959)では、戦後の漁業制度改革で定置漁業権の民主化は進んだが、漁業者による漁場所有は未確立であったことを指摘している。

(3) 相互扶助制度の役割

震災復旧の初動段階では、漁船保険や漁業共済の役割が大きかった。いずれも、漁業者の相互扶助を基本とする制度である。制度の運営は漁協や漁連等の漁協系統組織、関係団体等の緊密な連携のもとで行われており、漁業者との関係においては漁協の役割が大きい。

a 漁船保険の役割

漁船保険は、漁船の不慮の事故等による損害の復旧を容易にするため、損害補てん等の措置を講じ、漁業経営の安定に資する

ことを目的としている(漁船損害等補償法第1条)。岩手県における震災前の漁船保険の加入隻数は10,569隻、契約保険金額は28,869百万円であり、震災後の普通保険支払い実績は9,878隻、保険金支払い実績は14,997百万円であった。

漁船保険自体は、漁協が運営の中核を担っている。特に岩手県の場合、1トン以上100トン未満の指定漁船については全地区義務加入としてきた。また、加入区の1トン未満の漁船も付保対象であった。加入区は各漁協単位であり、漁協は漁船保険料の徴収を定款で定めている。

被災者に対する漁船保険の迅速な支払いを可能にするため、政府や関係団体が総合的な支援策を講じたことも寄与した。特に、平成23年度第1次補正予算では保険・共済関係で939億円の補正予算を計上し、保険金の早期支払対策が実施された。漁船保険は、漁業者の立ち直りを後押しした。震災後の5月末には、ほぼ支払いの目途をつけた漁協もあった。

b 漁業共済の役割

漁業共済は、漁業災害補償法を根拠法とし、異常な事象や不慮の事故による損失を補てんし、漁業の再生産や漁業経営の安定に資することを目的としている。

漁業共済制度は、協同の理念に基づく漁業者の相互扶助を基本とし、共済の仕組みにより損失を補てんする制度である。例えば、1号共済である採介藻漁業では加入区による集団契約をとっており、掛け金や共

済金の配分のルールを漁協で決めている。

震災における漁業共済の支払いは、12年8月31日時点で、支払件数22,289件（4,935人）、支払共済金8,645百万円であった。このうち漁業施設共済の支払いが最も多く、件数で19,744件、支払金額で4,339百万円に達した。また特定養殖共済でのワカメ・コンブの支払いも多く、金額ベースでは3,572百万円に達した。震災前、漁業施設共済の全加入区推進をおこなったことも貢献した。

4 漁協の震災復旧と再生

震災により漁協の共同利用施設も大きく毀損し、漁協の復旧が急務である。漁業や漁村の復旧には、漁業者の組織である漁協が欠かせず、漁協の再建を総合的に進めていくことが不可欠である。

(1) 漁協再生に向けた取組み

a 共同利用施設の毀損と損失金処理

漁協の共同利用施設は、組合員が営漁活動をおこなう上で不可欠な施設である。しかし、震災により漁協の共同利用施設は大きな被害を受けた。特に、陸上共同利用施設は漁港周辺につくられている場合が多く、壊滅的な被害を受けた漁協が多い。

このため、ほとんどの漁協が津波損害に対する特別損失金を計上し、次期に損失を繰り越さざるをえなかった。震災に伴う繰越損失の解消には、2つの代表的パターンがある。

① オーソドックスにこれまでの内部留保

で繰越欠損を解消する漁協

② 繰越欠損は残して単年度黒字で解消をはかる漁協

多くの漁協では、任意積立金等の取り崩しで損失金を処理している。また、無理に繰越欠損処理はおこなわず、余力は残して単年度の黒字で中長期的に解消をはかる組合もあった。また、漁協再生に向けて組合員から増資を募り、出資金の増強をはかる漁協もあった。例えば、B漁協は、水揚げ引予約による増資を地区組合員座談会に提案している。

b 漁協の震災復旧事業と復興再生計画

漁協の震災復旧事業費は、2千万円台から100億円を超える漁協までかなり幅がある。全体としては、必要な施設に限って復旧をはかるという姿勢であるが、陸上共同利用施設の復旧は遅れている（第7表）。

漁協の再建が漁業・漁村復興のカギとなるため、22漁協が復興再生計画を策定し、承認されている。全体として、不確定要素を勘案した復興再生計画となっている。漁協の経営は、岩手県の場合、漁協が営まない共同経営する定置網漁業に依存するケースが多い。しかし、定置網によるサケの水揚げが不漁になっており、ほとんどの漁協がサケの水揚げを保守的にみた計画を組んでいる。

施設の復旧にかかる漁協の自己資金負担分は、信漁連からの漁協経営再建緊急支援資金で調達するケースが多い。震災で漁協が一時的に次期繰越損失を計上するのはや

第7表 岩手県における漁協の共同利用施設復旧の進捗状況

①水産業経営基盤復旧支援事業(共同利用施設) (単位 箇所)

	目標	11年度実績	12年度実績	累計実績	進捗率(%)
復旧施設数	140	6	70	76	54.3

②G漁協による全壊した共同利用施設復旧の進捗状況

	事業申請(年度)	発注(年度)	完了・見込み
荷捌施設	2012	2012	2013年5月
集荷施設	2011	2012	2012.12
製氷施設	2011	2012	2013.4
給油施設	2011	2012入札	2013.3
冷凍・冷蔵施設	—	—	年次計画へ
簡易冷蔵庫	—	—	年次計画へ
漁船漁具倉庫	—	—	年次計画へ
各地区倉庫・荷捌施設	2012	2012	一部年次計画へ
漁船上架施設	2012	2012	2012.12
漁船巻揚施設	2011	2011	2011年度完了

資料 ①は第5表に同じ, ②はG漁協資料から作成

むをえない面がある。緊急支援資金は3年据え置き15年の無利息資金であり、ほぼ施設整備に対応している。漁協の施設再建にとって、信漁連の漁協経営再建緊急支援資金の役割は大きかった。

一方で、復興再生に向けて、被災地における税負担の課題がある。特に、固定資産税は漁協にも大きな重荷になっており、被災地における税制面の特別措置が不可欠である。

(2) 漁協の組織基盤と共同事業の再生

漁協の再生には、ハード面の共同利用施設の復旧だけではなく、ソフト面の協同組合としての組織基盤と共同事業の復活がポイントになる。

a 漁協の組織基盤の再生

岩手県の漁協の組合員数は、震災前の2010年で、正組合員が10,357人、准組合員が3,718人、合計で14,073人であった。1戸1組合員制の漁協が多いが、地域によっては、複数組合員制をとっているところがある。正組合員の場合、養殖業、採介藻漁業、刺し網等の漁船漁業を複合的に営んでいる漁家が多い。准組合員は、漁業への従事日数が90日に満たない兼業者が多く、一般的には採介藻漁業の権利を有し、漁船も保有している。

地域の漁業者は、集落単位で漁業者組織をつくっている場合が多く、

これが漁協の組合員組織の基盤となっている。岩手県の漁協は強固な組合員組織によって支えられており、協同運動の伝統がある。岩手県の沿岸地域には地縁の漁業者組織が発達しており、漁協の再生において、漁業者組織の存在が大きい。

例えば、アワビやウニの採取では、前浜の実行部会の役割が大きく基礎的単位になっている。営漁のためには種苗放流、移植、増殖場の管理、害敵駆除、密漁監視、海浜清掃等の共同作業を伴う。これらの作業は、実行部会に属する集落の漁家の出役によって実施されている。さらに、採取にかかる様々な決めごとは前浜の実行部会で決めている。地区実行部会には運営委員会があり、漁協の地区担当者と地区の委員が中心となって運営している。地域の漁業は漁業者組織によって支えられており、漁協の組織基

盤を構成する組合員組織の再生が、漁民の協同組織である漁協の真の再生を意味するともいえる。

b 共同事業の再建

漁協の事業の特徴は組合員の共同事業であることであり、明治漁業法の改正で漁業組合に共同事業が認められたことが契機になっている。特に、共販は組合員の大事な販売活動の共同事業である。岩手県の共販は沿岸漁業を支えているアワビとワカメの共販のウェイトが高いが、震災後、漁協の販売事業が大きく落ち込まざるをえなかった。

漁業者の営漁活動は、漁協事業の総合性で支えられている。漁船や養殖施設の利用に係る利用事業、漁具や資材関係の調達を目的とする購買事業、氷を確保する製氷冷凍事業、漁場利用や漁船保険、漁業共済等に関する指導事業などである。漁協の再生は、組合の共同活動の再建でもある。岩手県の漁協では、組合全利用を掲げて共同事業の再建をはかっている。

5 震災を契機とする漁協のあり方

震災からの復旧は、協同組合の意義について再認識を促すとともに、漁協のあり方について本質的課題を提起したともいえる。

(1) 漁協の原点と組合員対応

a 漁協の原点と協同組合の基本的価値

漁協は、1948年に制定された水産業協同組合法（以下「水協法」という）を根拠法として設立された漁民の協同組織である。しかし、その原点は、1901年に制定された明治漁業法にあり、漁業権管理主体としての漁業組合である。今泉（1997）では、漁協は「漁業秩序の管理主体として部落自治組織と不可分の関係を内包する地域集団」ととらえている。漁協は戦後民主化の過程で漁民の協同組織としての位置付けが明確にされた。協同組織としての漁協の特性はその組合員資格にもあり、漁協は住所要件を伴う組合員制度^(注8)をとっており、漁業で生活の糧を得る地域に在住する漁業者が資格取得者となっている。

岩手県には、漁協の原点といえるような漁港や前浜を単位とする漁民の協同組合が残っている。これらの漁協は、専ら組合員の営漁支援に関わる事業を主体に組合運営をおこなっており、管内における漁業秩序の維持を重要な役割としている。組合員の営漁に関することは全て把握しており、震災による有事の対応に強い面を発揮した。

88年に開催された第29回国際協同組合ストックホルム大会及び92年の東京大会において協同組合の基本的価値がメインテーマ^(注9)となった。震災からの復旧では、協同組合が本来有する基本的価値が再認識されたといえるが、今後漁協の原点に戻って協同組合がどうあるべきかを問い直す必要がある。

(注8) 廣吉(1987)では、これを法定組合員制度と称している。協同組合においては加入・脱退は自由であるが、コモンズとしての地先漁場を継承し漁業秩序を維持する観点から漁業協同組合の特徴となっている。

(注9) 農林中金研究センター編(1990)は、協同組合基礎理論研究会の研究成果であり、協同組合はどうあるべきかという基本課題への論考をまとめたものである。

b 組合員対応の重要性

水協法は、第4条(組合の目的)で、組合(漁協)は組合員への直接の奉仕を目的とするとし、漁協の使命を明確に述べている。戦後の水協法や新漁業法の制定をはじめとする一連の漁業制度改革は、漁民の権利と人権を尊重するGHQの民主化の考え方が根底にある。その意味で、漁協が、組合員の信頼に応える組織であり続けることが重要になってくる。

漁協の組織基盤となっている組合員は、大多数が家族経営の沿岸漁業者である。かつては、沿岸漁業の構造問題として、資本型の漁業が伝統的な家族経営による漁業を駆逐するとみられたこともあった。漁業就業者数の減少は確かに続いているが、沿岸漁業者は漁村で生計を立て暮らしていく経済的基盤をつくってきた。それには、漁協を核として協同の力で持続可能な漁業を営んできたことが大きく貢献してきた。

漁協の活力の源泉は組合員にあり、漁協の求心力は組合員の生計を支えることにあ
る。漁協への信頼は、組合員の相談に真摯
に向き合うことから始まる。組合員対応が
不十分だと漁協離れが進行し、組合の存在
意義が問われてくる。組合員に寄り添い、

組織基盤としての組合員対応を第一に考え、
協同組織としての漁協の本来の姿を常に追
求すべきであろう。

(注10) 濱田(2013)では、これを「協同の揺らぎ」と表現し、漁協が復興の核に成りうるか課題提起をおこなっている。また、栞田(2012)は、復旧プロセスで漁協の動向が見えない点を指摘しており、こうした批判に対し漁協系統として真摯に向き合う必要もある。

(2) 漁協のあり方の再点検

a 広域型の合併漁協の課題

震災からの復旧に向けて、広域型の合併漁協の課題がある。もともと漁協合併は、組合員の意思というより、合併ありきで進められてきた面がある。1967年に合併助成法が施行し漁協合併が進められた。98年から合併促進法に移行し、広域型の合併が行われるようになった。漁協合併は、組合員や漁協の意思というより、漁協の再編・整備という行政主導の観点が強かった。

岩手県の広域型の合併漁協は、村単位の漁協の合体型である場合が多い。旧漁協は支所という形で存続していたが、震災で支所機能が失われた。さらに、合併漁協は、復興再生計画の数値目標が高い傾向がある。結果として職員のリストラや減資等の合理化に踏み切らざるを得ず、組合員対応が弱体化し、さらなる漁協離れにつながり、縮小均衡に向かうという傾向がある。合併漁協は、業績の悪化、職員の減少、組合員の信頼の低下といった負のスパイラルへの道を歩む懸念がある。

協同組合の規模については、協同組織が機能するための適正規模を考慮する必要が

ある。漁協の場合は、前浜の集落や漁港など協同組織の基本単位となるべき自然的・社会的条件がある。集落や漁港がいくつか集まった村単位の漁協が、協同組合として組合員の信任が厚く、漁協の方針が組合員に受け入れられやすい傾向にある。広域型の漁協は、組合員の視点から見た場合、自分たちの組合という意識が希薄になり、これが望ましい組織形態か根本的な検討が必要である^(注11)。

(注11) 漁協は事業体、経営体という側面もあるので、総合的に検討を要する課題である。

b 信用事業譲渡の意義

今回の震災の教訓として、岩手県の漁協関係者のほぼ一致した見方として、漁協による信漁連への信用事業の譲渡が極めて重要な役割を果たしたということがある。

復旧には、漁協が事業主体として多額の負担を余儀なくされるが、信用事業譲渡漁協は財務上の制約が少なくすむ。震災被害で特別損失がでて、思い切った損失処理ができ、次の展開につながっている。復興再生計画も、単年度ベースの黒字によって年数をかけて繰越欠損を解消する計画も可能であった。

組合員が必要な金融という観点からも、漁協の共同利用施設として組合員の利用に供するという手段は貸出やリースと同様の金融効果がある。短期資金の供給も、漁協の購買未収金扱いや信漁連の営漁貸出でかなり対応可能である。信漁連の機能があれば、漁協の信用事業をほぼ補完する。

元々、漁協の組織強化方策で、信用事業

サイドは、信漁連への信用事業譲渡による1県1信用事業統合体の構築が進められてきた^(注12)。信用事業譲渡の意義については、震災を契機に再認識すべきであろう。

(注12) 外崎(1987)は、漁協系統の組織強化方策に関し、信漁連への信用事業譲渡を進めるという信用事業サイドの代表的考え方を論述している。

おわりに

岩手県の漁業・漁村の復旧において、漁協の果たしている役割が大きく、復旧過程において人々の絆や連帯、相互扶助といった協同組合が本源的に有している価値が重要視された。これは協同組合の意義について再認識を促す契機となり、震災からの復旧が新たな協同組合の社会的役割として認識されたともいえよう。

岩手県漁協系統による漁業・漁村の震災復旧の取組みは、被災者の視点に立って現場の課題を直視し、早期復旧に向けて着実な取組みを進めた点で、貴重な教訓として残るものである。漁業や漁村の復旧には漁民の協同組織である漁協が欠かせず、漁協の再生が地域漁業の復興のあり方を大きく左右する。漁協の役割を再認識するとともに、漁協の再建を総合的に進めていくことが必要であり、被災した漁協自体の再生が不可欠である。

岩手県の震災復旧は、同時に漁協のあり方にも本質的な課題を提起したともいえる。地域漁業者にとって、どういう漁協が望ましいかという課題提起である。震災を契機

に、協同組合のあり方や漁協の役割を改めて認識するとともに協同組合の原点に立ち返って、組織のあり方について再点検する必要がある。

農林中金総合研究所では、東日本大震災アーカイブスで震災復興における農・漁協の取組みの記録化を進めている。岩手県における漁協を核とした漁業復興は、漁協系統組織にとっても貴重な指針として後世に継承すべきものである。

<参考文献>

- ・今泉芳邦（1997）「漁業協同組合の成立過程」岩手大学『岩手大学教育学部研究年報』
- ・大井誠治（2013）「東日本大地震からの漁業復興－岩手県の取組み－」『農林金融』3月号
- ・岡田知弘（2012）「広がる復興格差と地域社会経済

再生の基本視角」田代洋一編『復興の息吹き－人間の復興・農林漁業の再生』農山漁村文化協会

- ・栗田但馬（2012）「岩手水産業の復旧における主体間関係と諸問題」岩手県立大学『総合政策』
- ・白井厚監修、農林中金研究センター編（1990）『協同組合の基本的価値』家の光協会
- ・高橋富士夫（1959）「漁業制度改革による漁場利用関係の変化」『漁業経済研究』
- ・東京水産振興会編（2012）『漁業・漁村の再建とその課題』東京水産振興会
- ・外崎之啓（1987）「漁協系統信用事業の基本課題と対応方向」『農林金融』12月号
- ・濱田武士（2013）『漁業と震災』みすず書房
- ・廣吉勝治（1993）「漁協の性格と『組織強化方策』について」『協同組合基礎理論研究シリーズ第36集』
- ・福田徳三（2012）『復刻版 復興経済の原理及若干問題』関西学院大学出版会
- ・堀越芳昭（2011）「東日本大震災を踏まえた地域政策の課題」経済財政山梨コンファランス，12月
- ・三輪昌男（1986）『現代の協同組合』全国協同出版

（このす ただし）

